

令和5年3月17日

精華町議会  
議長 三原 和久 様

相楽郡広域事務組合議会議員  
三原 和久  
青木 敏

### 令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について(報告)

日 時 令和5年2月15日(水)午後1時30分から  
場 所 大谷処理場会議室

#### 令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

2月15日(水)に大谷処理場会議室において、令和5年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が、開催されましたので、報告します。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取り組みについて次の6項目の報告がありました。(別添「令和5年第1回定例議会業務報告」)

一般質問2名、西山議員(高まる本組合の役割)、河口議員(相楽地域の住民の生活や財産を守るために)が行なわれました。

また、相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算など9件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり同意・認定されました。

議案と主な質疑は以下の通り

<議案第1号 相楽郡広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例>  
質疑なし

<議案第2号 相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例について>

Q これによって、4月1日から全ての名称が自動的に変更になり、ほかの条例にも及ぶのか。議案第1号は、もとのままの相楽郡広域事務組合となっている。全て波及するのか確認です。

A 4月1日から全ての条例に係る部分につきましては自動的に変更になります。規則、規程、要綱につきましても同様に4月1日施行の規則、規程、要綱を策定するので、4月1日に変更するように準備を進めているところでございます。

<議案第3号 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例について>

質疑なし

<議案第4号 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について>

質疑なし

<議案第5号 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例について>

Q 確認です。前回、基金返還のときに、3月31日に処理を進めることに対して、実務と条例に問題はないかということで組合議員以外の議員から質問された。法令上の問題もなく進むと考えていいのか。

A 再度、山城広域振興局にも確認をさせていただいたところがございます。この解釈でございますけれども、法令の施行日は施行日が到達した日の午前0時に効力が発生することになっておりますので、施行日を3月31日にしてしまいますと3月31日の午前0時が到達した時点で当該条例は廃止されてしまい、3月31日につきましては条例の適応がなくなってしまいます。従いまして、4月1日を施行日とした経過がございます。

<議案第6号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について>

質疑なし

<議案第7号 令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について>

Q 今回の補正に関しましては、休日診療所の関係が議案第8号で中身がよく分かるようになってきていると思います。補足説明をもう少しお願いしたい。大谷処理場の維持管理業務、緊急時対応予備分というのは、使わなかったということで300万円が減額ということだったと思われる。今日、冒頭で代表理事からありました報告書を見ると、大谷処理場の中でも幾つか老朽化が進んでいる、そういうことでの対応はなかったのか。

A 御指摘のとおり一般会計での補正予算では、一般会計の繰出金の部分でございます。ここを減額するというような形でございます。つまり、後ほど議案第8号のところでも説明させていただきますが、休日応急診療所の運営が新型コロナで受診者数が増加したことと合わせまして、一人当たりの診療報酬収入の単価が2万円を超える金額になったということです。したがって、一般会計から通常特別会計のほうに繰出してございました分担金部分につきましては

不用であったという結論です。

その部分につきましては、診療報酬収入と合わせて、京都府補助金、約460万円の額をいただいております。

大谷処理場の緊急時の対応分の委託料は、当初予算で500万円を計上しております。今、説明させていただいたように300万円減額させていただいています。基幹的設備改良工事によりまして、主要な機器は更新し、平成13年度から使用しているものもありますが、本年度には年度途中でのトラブル等はありませんでしたので、執行は現在のところゼロでございます。年度末に向け、あと1か月少しなので、200万円のみ残させていただいております。

Q 歳入の衛生手数料では、浄化槽汚泥の投入手数料が減っているということ、この原因は。

例えば、浄化槽は皆様つけられていて、減ることはないと思うんですが、この原因は何と考えたらいいか。

A 令和4年度の当初予算を組むときにシミュレーションをした数字が8,661キロリットルで、令和2年度と3年度の比較でどれだけ増減しているかという部分で当初予算の算定の基礎の搬入量を決定しましたので、それが年度の途中で実績を追っていきますと減少しているということです。考えられる要因といたしましては下水道への接続がされているのが一番大きく、三市町で下水道に接続されている実績があります。それが要因ではないかというふうに考えています。

<議案第8号 令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)について>

Q 一人当たりの診療報酬収入単価が増えたというのはコロナ感染症の部分で特に多いと思う。ここに出てはこないが、実際に診断を受けたときに支払方法が変わり、その場でお金を支払わずに、それ以上の感染を防ぐためにということになっていったと思われる。そこの部分の処理で、回収できているのかがここでは読み取れないのでそこが気になる。もし、どこかに入っているのであれば、それをお答えいただきたい。今回、特に府からの補助も含めて黒字になったのですが、今後、どのような形で年度末あるいは新年度に推移していくかというところの部分、この間、あとは補正がなしで進むだろうということかどうかというところも含めてお答えいただきたいと思います。

A 一人当たりの単価の増という部分と、実際に支払い方法が現金授受から後請求の方法に変わったということでございます。昨年11月の議会の決算審査意見書に、監査委員からの御指摘もございましたし、議員からも御質問をいただきました。いわゆる診療費全体のうち、自己負担は3割で、子供は200円でございます。診療後、おおむね1週間後に請求をさせていただいて、2週間後を

納期とし、約1 か月は様子を見ていますが、その後、速やかに再発行の払込書を送っています。それでも納められないケースもございますので、その場合は電話をして支払いを促しており、ここ最近でも8月に受診された方、10月に受診された方の振り込みもあったところです。

次に、今年度の黒字、今後どのように推移していくのかです。先ほど、補正予算の診療費予備費の部分で、1, 100万円計上しています。ここの部分につきましては、次年度の令和5年度の決算での繰越金ということで上がってくる財源になりますので、令和5年度につきましては通常どおり市町村からの分担金はいただくような予算を後ほど提案させていただきますが、それを踏まえて令和5年度中の補正予算で対応させていただく予定であります。

Q 支払方法が変わって、収入が入ったら、収入になると思うが、未収部分とかっていうところはまた決算のときに改めてということでもいいのか。

A そのとおりでございます。データ管理しておりまして、請求日、納付日、領収書発送日、期限ということで管理している一覧表がございますのでそれで管理しています。当然、請求をかけた段階で調定をしますのです、その額と収入額の差が決算で表れてくるということです。

#### <議案第9号 令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算について>

Q 歳入の分担金全体では減になっているけれど、し尿処理分担金が、今回は笠置町が増えたのがあったと思うが、その理由は。歳出ですが、昨年も議会運営費と理事会運営費で今回もほぼ同額になってます。前年度に質問した費用弁償の取扱いはどうなっているのかというところで、同じままで予算化されていますが、どうなっていますか。

休日応急診療所です。新型コロナが、5類へ移行するという事になればこの予算で対応できるかというところの部分があります。医薬材料費や、検査などの部分も予算を多く取っているとは思いますが、これも山城病院組合議会での話ですが、重症化予防の薬、ラゲブリオが9万4, 000円かかり、3割の自己負担だったら3万円ということになってくる。そうすると、その3万円を出すのができなくなるのではないかとということで、休日診療所では、出さないといけない人たちがどれだけいるのか分からない、それでもゼロではないと思う。そういう部分での金額の推移も含めてこの予算で見越しているのかの説明をお願いします。

A 分担金でございます。全ての分担金におきまして、総額で110万8, 000円の減額で分担金は抑制をさせて提案をさせていただきますが、共同処理事務ごとの分担金を見ていただきましても、特に顕著に表れていますのがし尿処理分担金でありまして、全体では26万6, 000円、0. 2%の減で予算編成をさせていただきました。特に、下水道計画のない笠置町や南山城村、そし

て下水道計画はあるものの、全体としてまだし尿処理人口の多い和東町につきましても、搬入量の構成比でどうしても東部町村は、全体が減になっても下水道に取り組んでいる木津川市と精華町に比べますと増になってくる、こういうようなアンバランス化が出てくるということになるわけでございます。

費用弁償でございますけれども、昨年2月のこの議会で西山議員から御質問をいただき、その後、事務局で管内の一部事務組合の状況を調べさせていただきました。いち早く実態に合う形で条例変更されたとお聞きしているのは、木津川市精華町環境施設組合で、議員さん全員車で議会に行かれていますということで、木津川市役所、そして精華町役場から施設までの間の距離に応じた形で実費で払っておられるということを知り及んでいます。ただ、管理者、副管理者の部分については旅費が出ないという規定になっているということも聞き及んでおまして、そのほかの消防組合、山城病院組合は当組合と同様の支給方法になっているということを知り及んでおられます。

いずれにしても、議員の費用弁償につきましても議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の第3条に位置づけられ、また特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第3条費用弁償のところでは理事者の旅費等は規定してあります関係もございまして、関係する一部事務組合の状況もまちまち、ばらばらでございますし、当組合におきましても、今、御質問もいただき、今後、対応してまいりたいと思っております。しかし現時点で条例等の理事会の議案提案は事務局からもさせていただいておりませんので、現状、従来そのままの支給で今回もさせていただきたいというふうに考えております。休日診療所の関係は、国の方針等まだ不透明な部分がございますし、ラゲブリオにつきましても、議員がおっしゃったとおりでございますし、休日診療所でも重症化するようなコロナ陽性者に対してはラゲブリオを投薬させていただき、健康観察までお世話になっているというところでもあります。そうであってもそういう薬が処方されるかどうかというのはまだ診療所としては分かりませんが、薬を購入するという予算を組んでおりますので、十分だというふうに考えております。

補足させていただきます。

まずは、し尿の分担金は、全体で減になってはいますが、市町村によっては前年比増になっているということでございます。前年の搬入量の実績の比較表では、笠置町はし尿が103.43キロリットル、暦年で増えているということでございます。これにつきましても、河川敷の簡易水洗トイレが使用されることになりました関係で増えているということでございます。南山城村の浄化槽汚泥も令和2年度から3年度にかけては大幅に増になりましたが、一定、落ち着いてきているのかなというところで、大体1,300キロリットルぐらいで南山城村の搬入量は、一定推移していくというふうに見ているところでございます。

次に、新型コロナが5類になりますと通常であれば診療報酬収入も減りますと、薬価も当然下がってまいりますし、PCR検査の委託料のほうも下がっていくというふうに思いますので、収入も減り、支出も減るといような流れになるかと思いますが、状況を見ながら必要な予算措置を講じさせていただくということで考えております。

- Q 予算もこのままでということ、令和5年度はそれこそ会館の建て替えとかではないので、また会館の建て替えになった場合、いろいろなイレギュラーな部分が出てくるのじゃないかなと思うので、ここは一定整備が必要かなと思っています。診療報酬も減って、歳入も歳出も減るということですが、なかなか休日応急診療所の運営というのは、本来なら黒字になるものではないのが、今回のこのコロナのいろいろな歳入があったからということですが、今年はそのまま行くのか。このまま行きそうだとおかし。その見通しは難しいとは思いますが、どう考えているのかそこだけお願いします。
- A 令和5年度に向けましては予算に計上しておりますとおり、1日あたり、15人の受診者を見込んでいまして、現段階ではそういう診療報酬2万円ということで、現状の中で進めさせていただくということでございます。

以上